

諮問日：平成28年2月8日（平成27年度（最情）諮問第23号）

答申日：平成28年4月14日（平成28年度（最情）答申第7号）

件名：裁判所業務に必要なサイトをまとめたホワイトリストの不開示判断（存否  
応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「裁判所業務に必要なサイトをまとめたホワイトリスト（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年1月6日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が存在することは、インターネットで明らかにされているから、存否応答拒否は不当である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

#### 1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件開示申出文書の存否を答えることはできないとして不開示としたが、当該判断は妥当である。

#### 2 理由

苦情申出人が開示を求める文書に係る情報は、情報セキュリティに関する情

報であり、当該文書の存否を回答することは、裁判所のネットワーク機器の仕様、サイバー攻撃の際の糸口等を推測させ、情報セキュリティの確保に脅威を生じさせるおそれがあり、これは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に規定する不開示情報に相当する情報であると考えられることから、取扱要綱記第5に基づき、当該文書の存否を明らかにしないで不開示とすべきである。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年2月8日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年3月7日 審議
- ④ 同月22日 最高裁判所の職員（事務総局情報政策課参事官）から口頭説明聴取及び審議
- ⑤ 同年4月11日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出は、苦情申出人が、最高裁判所に対し、本件開示申出文書の開示を申し出たものである。

これに対し、最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書の存否を答えることは、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条6号に相当）を開示することとなるので、同文書の存否を答えることはできないとして取扱要綱記第5に基づきこれを不開示としたところ、苦情申出人は、本件開示申出文書は存在するはずであると主張して苦情の申出をしたが、最高裁判所事務総長は、原判断を妥当としているから、最高裁判所の職員の口頭説明の結果を踏まえ、検討する。

- 2 本件開示申出の内容と最高裁判所の職員の口頭説明の結果を併せ考慮すると、本件開示申出文書が存在するか否かを答えることは、裁判所の情報ネットワー

クの仕組みと密接に関連する情報（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになることと認められる。

そして、近時の官公庁や民間企業に対するサイバー攻撃が多発している現状に照らすと、国の機関であり、多数の個人情報を取り扱う裁判所の情報セキュリティは、厳しく守られるべき状況にあるといえ、情報セキュリティに関連する情報は十分に秘匿すべき情報であるということができるところ、最高裁判所の職員の口頭説明の結果によれば、本件存否情報は、裁判所の情報ネットワークの仕組みやサイバー攻撃のきっかけ等を推測させる情報であると認められるから、本件存否情報は、裁判所の情報セキュリティの確保に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法5条6号に規定する不開示情報に相当する情報であると認められる。

したがって、本件開示申出文書の存否を答えるだけで、法5条6号に規定する不開示情報に相当する情報を開示することとなるため、取扱要綱記第5の定めにより、その存否を明らかにしないで、不開示とすべきものと認められる。

- 3 以上のとおりであるから、本件開示申出文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条6号に規定する不開示情報に相当するとして、その存否を明らかにしないで不開示とした原判断については、当該情報は、同号に規定する不開示情報に相当すると認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口   正                    人